
■災害に乗じた悪質商法にご注意ください

災害時の混乱に乗じて被災者を狙う悪質商法やトラブルが後を絶ちません。過去の災害時に大分で報告された事例や、現在、全国で発生している事例を合わせて紹介します。

【事例①】地震が発生した日の一週間後に業者が訪問してきて、壁や屋根に不具合が生じているので工事をしてはどうかと強引に勧められた。断り切れずに契約したが、解約したい。

【事例②】自宅に「台風被害を保険金の範囲で修理します」というチラシが投函されていたので修理を申し込んだ。工事の着工前に保険会社から支払われた保険金より修理業者の見積もり額が高額だったため、修理を止めたいと申し出たところ、高額な解約料を請求された。

【事例③】市職員を名乗る人が自宅に訪れ「災害被害の義援金を集めている」と言われた。しかし、市役所に確認すると「そのような訪問は行っていない」と言われた。

【アドバイス】災害による被害で自宅に修理が必要であれば、慌てずに複数の業者に見積もりを依頼したり、周囲に相談するようにしましょう。訪問販売で一定の条件を満たせばクーリング・オフが可能な場合もあります。また、「保険金が使える」と勧誘されてもうのみにせず、まずは自身が契約している保険会社や代理店に相談しましょう。契約する前に解約料や条件を確認しておくことも大切です。義援金は、確かな団体が実施しているかよく確認し、納得した上で寄付しましょう。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinzen/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）